

宿毛市食品加工業継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿毛市補助金等交付規則（昭和48年宿毛市規則第9号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、宿毛市食品加工業継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 市は、地域の伝統的な食文化や特産品の製造・販売を守ることを目的とし、次条に規定する補助事業者が食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第55条第1項に基づく許可を取得し、引き続き事業を継続するための施設及び機器の整備等を行う事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者、補助要件、補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助事業者、補助要件、補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が高知県食品衛生法施行条例（平成12年高知県条例第10号。以下「県条例」という。）第4条に定める基準を満たし、営業許可を取得するための取組を支援するための事業とする。

3 補助事業は、令和6年12月31日までに完了するものに限り、補助対象とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者が補助金の交付の申請をしようとするときは、別記第1号様式による交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 補助金交付申請書の提出にあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額を控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めた場合は、補助金の交付額を決定し、通知する。ただし、当該申請をした者が別表第2に該当する場合を除く。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、別表第2のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る市の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業者は、交付申請に当たっては、別記第2号様式を添付しなければならないこと。

(補助事業の変更又は中止等)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容等について、変更又は中止等を行おうとするときは、事前に別記第3号様式による変更(中止)等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更(中止)等の承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する事項とする。

- (1) 補助金額が増額となる場合
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) その他補助事業の内容の重要な部分に関する変更が生じると市長が認める場合
- (4) 補助事業の実施箇所の変更
- (5) 補助対象事業費の30パーセントを超える減額

(処分財産の制限等)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を市に納入したとき、並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために、特に必要があると認めて定めたもの

2 市長は、項に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、補助事業者に対して、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

3 補助事業者は、取得金額が50万円以上の財産について、別記第4号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

(補助金の請求及び概算払い)

第9条 補助金交付の決定を受けた補助事業者が、補助金の請求をしようとするときは、別記第5-1号様式による請求書を市長に提出しなければならない。

2 補助金交付の決定を受けた補助事業者が補助金の概算払請求をしようとするときは、別記

第5-2号様式による請求書を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の請求があったときは、出来高検査を行い、その出来高の事業費に相当する補助金の9割以内で概算払いをすることができる。なお、概算払請求時以前に事業が完了している事業は、竣工検査を行い、補助金の全額を概算払いすることができる。

(補助事業の実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内に、別記第6号様式による補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに市長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の補助金実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者へ通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。
- 4 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 5 第4条第2項のただし書きにより交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書の提出にあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 6 補助事業者は、第4条第2項の規定により交付申請した場合において、第1項の交付金実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに任意様式により市長に報告するとともに、当該金額を市長へ返還しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正その他不適當な行為をした場合
- (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 市長は、前項の規定に基づく取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(遂行状況の報告等)

第12条 規則第11条第1項に規定による報告は、次の各号によるものとする。

(1) 事業着手報告書（第7-1号様式）

(2) 事業完了報告書（第7-2号様式）

2 前項の報告書の提出期限は、当該事由の発生した日の翌日から7日以内とし、提出部数は1部とする。

3 市は、必要があれば補助事業者に対し、補助事業の遂行状況を求め、又は必要な調査を行うことができる。

4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(関係書類の保存)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、第8条第3項に規定する取得財産等管理台帳については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間を終了するまで保管しなければならない。

(グリーン購入)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して宿毛市情報公開条例（平成13年宿毛市条例第26号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条の規定による非開示項目を除き、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条、第11条、第12条、第13条及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助事業者	補助要件	補助対象経費	補助対象経費※1の内訳	補助率及び補助限度額
<p>食品加工事業者、 地域団体・グループ等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業を行う施設で営業を行う者が、法に基づく営業許可業種（漬物製造業、水産製品製造業、複合型冷凍食品製造業、複合型そうざい製造業、液卵製造業、食品小分け業）を営む事業者であること。 ※法施行（令和3年6月1日）以降、新たに営業を開始する事業者を除く。 ・県条例第4条に定める基準を満たすための事業であること。 ・事業完了日までに補助申請に係る営業許可を取得すること。 	<p>建物の建築・改修、構造物の整備・改修に要する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県条例の第4条に定める基準を満たすために必要な建物の建築・改修、構造物の整備・改修に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 2分の1以内 ・補助限度額 個別施設※2 1,000千円/件 共同施設※3 1,000千円/件 (下限50千円/件)
		<p>機器等導入費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県条例第4条に定める基準を満たすために必要な機器等の導入に要する経費（消耗品及び原材料を含む） 	

※1 消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。

※2 個別施設とは、個人や法人が自らの事業のために利用する施設とする。

※3 共同施設とは、地域団体・グループ等が利用する施設とする。

別表第2（第5条、第6条関係）

- 1 暴力団（宿毛市暴力団排除条例（平成23年宿毛市条例第3号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

宿毛市長 様

申請者 所在地
名称
代表者
連絡先

宿毛市食品加工業継続支援事業費補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、宿毛市食品加工業継続支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円の交付を下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額

総事業費	補助対象経費	交付申請額
円	円	円

2 補助事業の目的

3 事業着手及び完了予定日

着手予定日：令和 年 月 日

完了予定日：令和 年 月 日

4 営業許可に係る内容

(1) 施設所在地：

(2) 営業許可取得予定の業種：

(3) 製造品目：

(4) 補助事業者の営業開始時期が、令和3年5月31日以前である

※該当する場合はチェックを入れてください。

5 添付書類

- (1) 事業計画書（添付書類1）
- (2) 収支予算書（添付書類2）
- (3) 積算根拠資料（見積書等）
- (4) 補助事業実施予定箇所の実施前の写真（任意様式）
- (5) 位置図及び施設の構造・設備を示す図面
- (6) 市税の滞納がない旨を証する納税証明書
- (7) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書
- (8) 税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書（別記第2号様式）
- (9) (1) から (8) までに掲げる書類のほか、市長が必要があると認める書類

第2号様式（第6条関係）

誓約書兼同意書

私は、高知県食品加工業継続支援事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について宿毛市に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

<事業実施主体>所在地

法人名・屋号

職名・代表者名（自署）

令和 年 月 日

宿毛市長 様

申請者 所在地
名称
代表者
連絡先

宿毛市食品加工業継続支援事業費補助金交付変更（中止）等承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付の決定がありました宿毛市食品加工業継続支援事業費補助金について、交付決定額（又は事業計画）を下記のとおり変更（中止）等をしたいので、同補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

1 変更等承認申請額 (単位：円)

	総事業費	補助対象経費	交付申請額
当初申請額	円	円	円
変更申請額	円	円	円
差し引き増減額	円	円	円

2 変更（中止）等の理由及びその内容

3 添付書類

- (1) 事業変更計画書（添付書類1）
- (2) 変更収支予算書（添付書類2）
- (3) 変更設計書等の変更内容がわかるもの
- (4) (1) から (3) までに掲げる書類のほか、市長が必要があると認める書類

第4号様式（第8条関係）

取得財産等管理台帳（令和 年度）

補助金名：宿毛市食品加工業継続支援事業費補助金

補助事業者名：

（単位：円）

区分 財産名	規格	数量	単価	取得金額 (税抜) A	取得 年月日	設置場所	市補助金額 B	圧縮後金額 C=A-B	減価償却 年数	備考
			円	円			円	円		

- (注) 1 対象となる取得財産は、取得金額が50万円以上のものとします。
- 2 数量は、同一規格であれば一括して記入して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合には区分して記入してください。
- 3 取得金額は、税抜で記入してください。
- 4 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記入してください。
- 5 減価償却年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間のことをいいます。

宿毛市長 様

申請者 所在地
名称
代表者
連絡先

宿毛市食品加工業継続支援事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け宿産第 号により補助金交付決定通知のあった宿毛市食品加工業継続支援事業費補助金については、このほど事業が完了したので、下記のとおり請求します。

記

請求額 円

(単位: 円)

補助金交付決定額	補助金交付精算額	前回までの補助金	今回請求額	備考
円	円	円	円	

振込先

金融機関名・支店名

預金種別・口座番号

口座名義人

口座名義人フリガナ

宿毛市長 様

申請者 所在地
名称
代表者
連絡先

宿毛市食品加工業継続支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け第 号で交付の決定がありました宿毛市食品加工業継続支援事業費補助金について、概算交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求事由

2 概算払請求額

(単位：円)

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円

3 添付資料

- (1) 事業の進捗を確認することができる書類
- (2) 写真（事業内容、数量等が確認できるもの）
- (3) 補助対象経費の積算書
- (4) その他、概算払いに必要なと認められる資料

宿毛市長 様

申請者 所在地
名称
代表者
氏名

宿毛市食品加工業継続支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付の決定がありました宿毛市食品加工業継続支援事業費補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、同補助金交付要綱第10条第1項の規定により報告します。

記

1 交付決定額 円

2 実績額 (単位：円)

	総事業費	補助対象経費	交付申請額
交付決定時の金額	円	円	円
実績額	円	円	円
差し引き増減額	円	円	円

3 完了年月日 令和 年 月 日

4 本事業にて取得した営業許可業種

事業実施主体	営業許可業種名	許可の番号	許可年月日
			令和 年 月 日

※共同施設の場合は、適宜、行を足してください。

5 添付書類

- (1) 事業成果報告書（添付書類3）
- (2) 収支精算書（添付書類2）
- (3) 事業実施に係る請求書・領収書等の写し
- (4) 取得した営業許可証の写し
- (5) 取得財産等管理台帳の写し（別記第4号様式）
- (6) 補助事業の実施箇所の実施前後の状況がわかる写真、図面等（設置する機器については導入前の写真）
- (7) (1) から (6) までに掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

宿毛市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者
連絡先

宿毛市食品加工業継続支援事業着手報告書

宿毛市食品加工業継続支援事業について、下記のとおり着手したので、同補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

事 業 名	
事 業 実 施 主 体	
着 手 年 月 日	
完 了 予 定 年 月 日	
事 業 施 行 者	
事 業 実 施 箇 所	
事 業 実 施 方 法	
事 業 量	
事業費及び補助金額	

添付書類

- (1) 着手した事業内容がわかるもの
- (2) (1) に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

宿毛市長 様

申請者 所在地
 名称
 代表者
 連絡先

宿毛市食品加工業継続支援事業完了報告書

宿毛市食品加工業継続支援事業について、下記のとおり完了しましたので、同補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

事業名	
事業実施主体	
着手年月日	
完了年月日	
事業施行者	
事業実施箇所	
事業実施方法	
事業量	
事業費及び補助金額	(交付決定額) 事業費 市補助金 (実績額) 事業費 市補助金
その他	

注：1 事業量の欄は、実績で記載すること。

注：2 事業費及び市補助金額は、上段に直近の交付決定の内容を、下段に実績を記載すること。

添付書類 1

事業（変更）計画書

事業概要	事業実施 予定箇所	事業の内容	総事業費	補助対象 経費			補助対象外 経費	着手(予定) 年月日	完了(予定) 年月日	備考
				(財源内訳)						
				市補助金	自己資金					
			円	円	円	円	円			
合 計										

(注) 変更がある場合は、変更前の内容及び額を上段に括弧書きしてください。変更のない箇所は、括弧書き不要です。

添付書類 2

収 支 予 算 書
(収 支 精 算 書)

収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増減	備考
市補助金				
自己資金				
合 計				

支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増減	備考
事業費				
合 計				

上記予算書（精算書）は、原本の抄本に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 所在地
名 称
代表者
連絡先

事業成果報告書

事業概要	事業実施箇所	事業の内容	総事業費	補助対象 経費			補助対象外 経費	着手年月日	完了年月日	備考
				(財源内訳)						
				市補助金	自己資金					
			円	円	円	円				
合 計										